平成２６年（フ）第１２９７号
札幌市西区琴似１条５丁目３番22―706号
債務者　山内　和美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２２号
札幌市西区西野５条１丁目５番１号　パレーシャル川並201号
債務者　小田桐典子（旧姓田村・小澤）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５０号
札幌市西区西野３条８丁目９番３―203号
債務者　村上三和子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５７号
札幌市清田区平岡２条２丁目６番11号　岩井ハイツ３号
債務者　中澤　榮子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８３号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目１番１―501号
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８４号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目１番１―501号
債務者　伊藤　郁惠
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３６号
札幌市清田区清田７条３丁目14番２号
債務者　和田　誠二
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４６１号
札幌市白石区北郷４条７丁目１番３号　ロイヤルビル302号
債務者　鈴木　君枝
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０５号
札幌市東区北13条東14丁目１番27号　ストリーム環状東102号
債務者　藤井　大介
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０６号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番14―108号
債務者　佐々木トメ
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１３号
北海道江別市野幌屯田町37番地の20　南第２ハイツ５号室
債務者　澤田　百里
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１８号
北海道恵庭市島松東町２丁目10番12号
債務者　佐藤　宏幸
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５２４号
札幌市西区山の手１条９丁目３番11号　アセッツ山の手202号
債務者　高橋　時枝
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３５号
北海道北広島市山手町３丁目５番地19
債務者　久保田和美（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３８号
札幌市西区西野７条10丁目12番１号
債務者　鈴木　章生
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５４０号
北海道北広島市高台町７丁目２番地４　E１―504
債務者　今本　智香（旧姓廣岡）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５１号
札幌市南区澄川５条12丁目７番48号　ハウス麦202号
債務者　下川原正己
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部